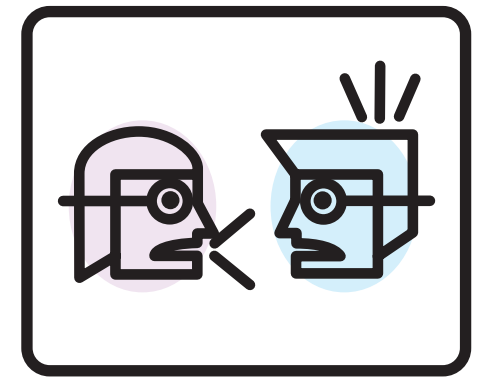


離婚問題Q&A

法テラス・サポートダイヤルへのお問合せの多い
 ご質問を紹介します。



法的トラブルでお困りの方
 迷わず法テラスにお電話ください。

法テラス・サポートダイヤル ☎ **0570-078374** おなやみなし

法テラス・サポートダイヤルでは全国どこからでもお問合せを受け付けています。

平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00

(日曜祝日・年末年始休業)

※「0570」はナビダイヤルの番号です。固定電話であれば、全国どこからでも、3分8.5円(税別)で通話することができます。

※IP電話からは、03-6745-5600にお電話ください。

法律問題Q&Aシリーズ ①

法テラスは国が設立した公的な法人です。
 法テラス・ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

監護者とすることも可能です。

子供の養育費は、子供と生活を共にしていない親が、子供と生活を共にしている親に、毎月一定額を支払う方法が一般的です。親の意見が一致しなければ、審判や判決で決められます。

子供と生活を共にしていない親には、子供と会うなどして交流すること(面会交流)が認められます。面会の回数、方法、場所、面会時間、宿泊の可否、連絡の取り方、学校行事に参加することを認めるかどうか、などを決めておくのが一般的です。

Q7 親が離婚すると、子供の氏(姓・名字)や戸籍はどうなりますか?

結婚の際に氏(姓・名字)を変えた親は、原則として、離婚すると旧姓に戻ります(復氏)。他方、子供の氏は、もとのままです。

そこで、親の離婚にあたり、子供の戸籍や氏を変える方法として、家庭裁判所に子の氏の変更許可の申立てをすることができます。家庭裁判所が氏の変更を許可した後、市区町村役場で氏の変更届をすると、子供の氏が変更され、旧姓に戻った親の戸籍に入ることになります。なお、氏の変更届は、原則として子供自身が行うことになりませんが、子供が15歳未満の場合は、親権者が行います。

なお、結婚に際して氏を変更した親が、婚姻中の氏を離婚後も引き続き使用する場合(婚氏続称)でも、子供は元の戸籍(結婚時に氏を変更しなかった親の戸籍)に入ったままです。したがって、同じように、子の氏の変更許可を得た上で、子が親の戸籍に入る旨の届出をしなければ、婚氏続称の手続をした親の戸籍に入れることはできません。

また、父母が離婚し、いずれか一方の親が親権者となった場合、子供の戸籍に「親権者」の氏名が記載されることになります。

Q8 離婚の調停で約束したのに、相手が養育費を払ってくれません。どうすればよいですか?

調停の調書に相手が養育費を支払うことについて記載がある場合、家庭裁判所に履行勧告や履行命令を求める方法があります。

履行勧告は、家庭裁判所が支払状況を調査し、きちんと支払われていないことが判明した場合、相手方に支払を指導(勧告)する制度です。手続が比較的簡単で、手数料もかかりませんが、この制度では、強制的に支払わせることはできません。

履行命令は、家庭裁判所が一定の期間内に支払を行うよう相手方に命令する制度で、違反者は制裁(10万円以下の過料処分)の対象になります。しかし、強制的に支払わせることができない点は、履行勧告と同じです。

相手が支払を拒む場合は、**債務名義**(相手が養育費を支払うことが記載された調停調書など)に基づき、給与の差押えなどの**強制執行**を行うことも考えられます。また、給与請求権などの**定期金債権**(一定の期間ごとに金銭の支払を請求することができる権利)は、既に滞納されている養育費の分のみならず、将来支払われる予定の養育費のために差し押さえておくこともできます。

Q9 親権を持つ元夫(元妻)が、きちんと子育てをしていません。私が親権者になることはできますか?

離婚などで父母の一方が親権者となった場合、家庭裁判所は、子供の福祉のために必要であると認めるときは、子の親族からの請求により、親権者を他の一方に変更することができます。

親権者の変更は、必ず家庭裁判所の調停・審判によらなければなりません。審判においては、双方の親の経済力、居住環境、心身の健康・性格、子供に対する愛情、養育能力、監護の継続性など(親側の事情)と、子供の年齢や心身状況、生活環境の継続性、子供の気持ちなど(子供側の事情)を総合的に考慮して、親権者の変更が子供の福祉のために必要かどうか判断されます。

婚姻中の不倫や離婚後の男女関係などの素行の問題については、そのことだけで当然に親権者として不適格とされるわけではありません。その素行不良が子供の監護状況に悪い影響を及ぼしているか、子供と親の心理的つながりの状況などから、親権者として不適格であると判断された場合に限り、親権者の変更が認められます。

Q1 離婚の話し合いがまとまりません。どうすればよいですか？

夫婦間の話し合いによる離婚(協議離婚)ができない場合、まず、家庭裁判所に**夫婦関係調整調停**の申立てをすることになります(調停前置主義)。調停が成立し、夫婦が離婚することについて調書に記載されると、離婚の効力が生じます(調停離婚)。この場合、調停が成立した日から10日以内に、市区町村役場へ離婚の届出を行います。

離婚の調停が成立しない場合は、家庭裁判所で離婚を求める裁判を起こすことができます。

ただし、裁判による離婚(裁判離婚)は、法律で定められた離婚原因がない限り認められません。具体的な離婚原因は、次のとおりです。

- ① 配偶者に不貞な行為があったとき
- ② 配偶者から悪意で遺棄されたとき
- ③ 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき
- ④ 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき
- ⑤ ①～④以外に、婚姻を継続しがたい重大な事由があるとき

Q2 別居中の夫(妻)に対して、生活費を支払うよう請求することはできますか？

夫婦の一方が経済的に苦しいときは、相手方に対し、相手方と同じ程度の生活水準が保てるような金額の生活費を請求すること(婚姻費用分担の請求)ができると考えられます。

この場合の夫婦の分担の割合は、収入の額、子供の人数、年齢などさまざまな事情を考慮して決められます。具体的な分担額について夫婦の話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所で**婚姻費用分担**の調停や審判の申立てをすることができます。

なお、離婚した場合、相手方に将来の婚姻費用の分担を求めることはできなくなりますが、過去の婚姻費用に未払の部分があれば、離婚に際し、財産分与の金額を決める上で考慮されると考えられます。

Q3 夫(妻)の不倫が原因で離婚することになりました。夫(妻)や不倫相手に慰謝料を請求することはできますか？

夫(妻)の不倫(不貞行為)が原因で離婚せざるを得なくなった場合、夫(妻)に慰謝料の支払(不法行為に基づく損害賠償)を求めることができます。

ただし、夫(妻)が不倫を始めた当時、すでに夫婦間の婚姻関係が実質的に破たんしていたような場合には、慰謝料の支払を求めることは困難です。

他方、不倫相手が、婚姻中であると知りながら不貞行為をした場合、不倫相手に対する慰謝料の請求が認められることもあります。

ただし、不倫をした夫(妻)が、不倫相手にうそを言って独身だと信じ込ませていた場合など、不倫相手に法律上の責任を負わせることが妥当でない(不倫相手に故意も過失もない)場合は、慰謝料の支払を求めることはできません。

なお、原則として、離婚後3年を過ぎた後は、離婚に伴う慰謝料の請求はできません。

Q4 離婚した後でも、元夫(元妻)から財産を分けてもらうことはできますか？

離婚した後でも、財産分与の請求は可能です。ただし、離婚してから2年経つと、財産分与を求めることはできなくなります。

財産分与とは、結婚している間に夫婦が協力して築いた財産を、公平の観点から、離婚に際して分け合うことです。その財産(特に、土地や建物、定期預金、自動車など)の名義が夫婦の一方のみになっても、分与の対象であることに変わりはありません。これに対し、自分が親から相続した財産など、夫婦が協力して築いた財産にあたらないものは、財産分与の対象となりません。

財産分与の具体的な方法は、通常、夫婦間の話し合いで決められますが、話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所の調停や審判の手続を利用する方法もあります。

Q5 離婚した後でも、年金分割の請求をすることはできますか？

原則として、離婚をした日の翌日から2年を経過するまでは、年金事務所に対して、年金分割の請求をすることができます。

年金分割とは、離婚に際し、分割の対象となる期間に納付した年金保険料の額に関する記録を2つに分け、分割を求めた夫(妻)は、自分が納めた年金保険料の記録と、分割してもらった記録とに基づいて計算された額の年金を受け取ることができる、という制度です。なお、分割の対象となる年金記録は、厚生年金や共済年金の報酬比例部分に限られ、基礎年金部分は影響を受けません。

年金分割には2種類あり、一つは「合意分割」、もう一つは「3号分割」と呼ばれるものです。

合意分割は、平成19年4月1日以降の離婚に適用され、「3号分割」の対象となる期間を除く婚姻期間の年金記録につき、夫婦間の話し合いや家庭裁判所の審判で定められた割合に従って分割を行うものです。他方、**3号分割(強制分割)**は、平成20年5月1日以降の離婚に適用され、平成20年4月1日以降の婚姻期間のうち、第3号被保険者であった期間の年金記録につき、2分の1の割合で分割を行うものです。

合意分割において、夫婦間の話し合いがまとまらない場合は、離婚をした日から2年を経過する前に、家庭裁判所に調停や審判の申立てをします。それらの手続の中で分割の割合が定められた場合は、離婚した日の翌日から2年を経過した後であっても、その調停が成立し、または審判が確定した日から1か月以内は、年金分割の請求をすることができます。

Q6 離婚の際に子供がいる場合には、どのような点に注意すべきですか？

子供の福祉を第一に考え、親権者や監護者を決めなければなりません。子供の養育費、面会交流の方法を検討することも必要です。

未成年の子供がいる夫婦が離婚する場合、夫(父)、妻(母)のいずれかを**親権者**と定めなければなりません。親権者は、子供の日常的な監護や教育を行うとともに財産管理を行います。どちらが親権者になるかは、通常、夫婦の話し合いで決めることとなりますが、夫婦間で意見が一致しなければ、審判や判決で決められることとなります。

なお、一般的には、親権者が監護教育を行うこととなりますが、親権者とは別に、子供の監護教育を行う**監護者**を決めることもできます。他方の親はもちろん、第三者(祖父母、福祉施設の長など)を